様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第１面)

産業廃棄物処理計画書

令和 ８年　６月　18日

茨城県知事　大井川 和彦 殿

提出者

住　所　　東京都千代田区内幸町1丁目1番地3号

氏　名　　東京電力パワーグリッド株式会社

代表取締役社長　金子　禎則

電話番号　　03-6373-1111(代表)

茨城県 令 8.6.19 和 環境政策課 受付

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第９項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	東京電力パワーグリッド（株）調達室　石岡電柱置場
事業場の所在地	茨城県小美玉市上玉里2221-2
計画期間	令和８年４月１日～令和９年３月３１日

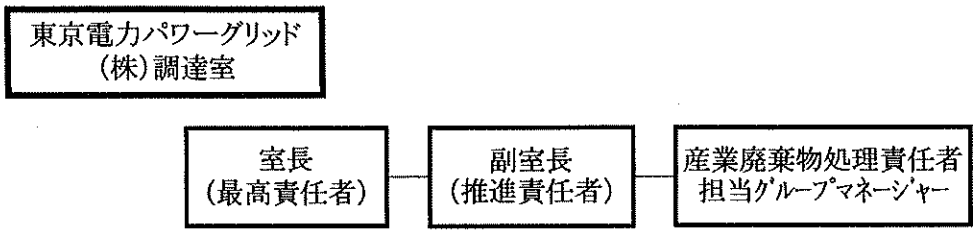
当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	電気業
②事業の規模	資本金　８０，０００百万
③従業員数	２０，４６９人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	排出事業場：石岡電柱置場 所在地：茨城県小美玉市 収集運搬：受託者：八洲運輸（株） 所在地：東京都千代田区神田 中間処理：受託者：八洲運輸（株） 所在地：茨城県筑西市 最終処分：受託者：（財）茨城県環境保全事業団 所在地：茨城県笠間市

(日本工業規格　A列４番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

（管理体制図）



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

【前年度（令和７年度）実績】

産業廃棄物の種類	がれき類（コンクリート柱）	―
排出量	2,588 t	― t

（これまでに実施した取組）

・撤去したコンクリート柱の再活用に努めて、産業廃棄物の排出量の抑制し資源の有効利用（リサイクル率100%）を図る。

②計画

【目標】

産業廃棄物の種類	がれき類（コンクリート柱）	―
排出量	3,100 t	― t

（今後実施する予定の取組）

同上

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状

（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）

・不用コンクリート柱を破砕する工程において、鉄屑・コンクリート屑に分別する。

②計画

（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）

同上

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（　　年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	―	―
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	―　t	―　t
	（これまでに実施した取組） ―		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	―	―
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	―　t	―　t
	（今後実施する予定の取組） ―		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（　　年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	―	―
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	―　t	―　t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	―　t	―　t
	（これまでに実施した取組） ―		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	―	―
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	―　t	―　t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	―　t	―　t
	（今後実施する予定の取組） ―		

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

【前年度（　　年度）実績】

産業廃棄物の種類	－	－
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	－　t	－　t

（これまでに実施した取組）

－

②計画

【目標】

産業廃棄物の種類	－	－
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	－　t	－　t

（今後実施する予定の取組）

－

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

【前年度（令和７年度）実績】

産業廃棄物の種類	がれき類（コンクリート柱）	－
全処理委託量	2,588　t	－　t
優良認定処理業者への処理委託量	－　t	－　t
再生利用業者への処理委託量	2,588　t	－　t
認定熱回収業者への処理委託量	－　t	－　t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	－　t	－　t

（これまでに実施した取組）

・産業廃棄物の運搬及び処分を委託する際は，排出事業者の処理責任を鑑み，環境管理総括業務担当箇所にて，委託先の評価を毎年実施している。

②計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類		がれき類 （コンクリート柱）	－
	全処理委託量		3,100 t	－ t
		優良認定処理業者への処理委託量	－ t	－ t
		再生利用業者への処理委託量	3,100 t	－ t
		認定熱回収業者への処理委託量	－ t	－ t
		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	－ t	－ t
	（今後実施する予定の取組） 同上			
※事務処理欄				

備考

1　前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに１枚作成すること。

2　当該年度の6月30日までに提出すること。

3　「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。

(1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

(2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。

(3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。

4　「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。

5　「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第６条の11第２号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の３の３第１項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。

6　それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が３以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。

7　※欄は記入しないこと。